



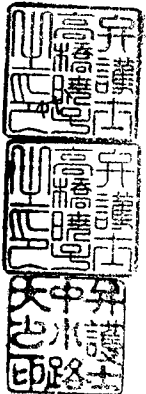
平成27年(ヨ)第49号 発信者情報開示等仮処分命令申立事件
 債権者 熊野本宮大社
 債務者 吉田益夫

第1 準備書面

平成27年12月14日

和歌山地方裁判所 御中

債権者代理人 弁護士 葉 山 岳 夫
 同 高 橋 暁 子
 同 中 小 路 大



第1 申立の趣旨の訂正 (追加申立)

- 1 債務者は、債権者に対し、別紙発信者情報開示対象発言目録1～2記載の発言にかかる別紙発信者情報目録記載の情報を仮に開示せよ。
 - 2 債務者は、別紙発言目録1～5記載の発言に係る情報を仮に削除せよ。
 - 3 債務者は、本申立書、添付書類及び疎明資料をアップロードしてインターネット上に情報を流通させてはならない。
- との裁判を求める。

第2 新たな権利侵害

- 1 平成27年11月28日、債務者は、「和ネット掲示板」に、『「熊野本宮大社の神職と巫女の不倫!」「熊野本宮大社の九鬼宮司に問題あり。」「熊野本宮大社の神職と巫女の不倫!」発信者情報開示・投稿削除仮処分申立 (<http://www.wa-net.net/modules/bluesbb/thread.php?thr=3071>)』というスレッドを立ち上げた。氏名不詳者らは、別紙発言目録5記載の発言をした(甲第7号証)。尚、「別紙発言目録5」に記載する発言と、「別紙発信者情報開示対象発言目録2」に記載する発言とは同一である。
- 2 別紙発言目録5記載の発言は、以下の通り、債権者の名誉・信用を毀損した。
 - (1) 別紙発言目録5記載8、10、12、14、20、23、27の発言は、債権者の職員同士が不貞行為を行ったと断定するもので、一般人に対し、債権者が職員の監督能力を欠いた法人であるとの印象を与えるものである。
 - (2) 別紙発言目録5記載5、20の発言は、債権者の職員の人格を貶め、一般人に対し、債権者が不適切な人物を雇用しているとの印象を与えるものである。
 - (3) 別紙発言目録5記載14の発言は、債権者の職員同士の不貞関係が複数存在す

ることを伺わせ、一般人に対し、債権者が不貞行為を行う職員に対する監督能力を欠いた法人であるとの印象を与えるものである。

(4) 別紙発言目録5記載の2、8、10、20の発言は、債権者の代表役員たる宮司が、自ら不貞をし、不貞している職員を放置して監督能力に欠けるような、不適切な人物であるとの印象を与えるものである。

3 本件各発言は、一般の閲覧者の普通の注意と読み方を基準として読んだ場合、債権者の社会的評価を低下させることは明らかである。そして、本件各発言は真実ではない(甲第6号証)。本件各発言については、違法性阻却事由の要件を満たすものではない。特に、14の発言については、一部伏せ字にしているとはいえ、実在の巫女、あるいは元巫女の実名を挙げて書き込みしている。実際にかかる名前の職員は存在するが、債権者の職員同士の不貞、宮司の不貞、神職から現職の巫女が交際を申し込まれて先輩の巫女に相談した等の事実について、いずれも事実無根であり、悪質極まりない。

以上からすれば、債権者が、新たな各発言によって名誉権の侵害を受けていることは明白である。

4 まとめ

以上のとおりであるから、債権者は、新たに、別紙発信者情報開示対象発言目録2記載の発言について、法4条1項に基づき、別紙発信者情報目録記載の情報を開示するとともに、別紙発言目録5記載の各発言について、人格権としての名誉権に基づく妨害排除請求に基づき、削除を求める。

以 上